

公証人手数料

1 公正証書の作成

(1) 法律行為の公正証書	
目的の価額	手数料
100万円以下のもの	5,000円
100万円を超え200万円以下のもの	7,000円
200万円を超え500万円以下のもの	11,000円
500万円を超え1,000万円以下のもの	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下のもの	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下のもの	29,000円
5,000万円を超え1億円以下のもの	43,000円
1億円を超えるものは超過額5,000万円までごとに、3億円までは13,000円、10億円までは11,000円、10億円を超えるものは8,000円を43,000円に加算	
算定不能のもの	11,000円
<p>① 目的価額の算定例</p> <p>ア 金銭貸借・債務弁済等の片務契約：貸借金等の額</p> <p>イ 売買契約等の双務契約：売買代金等の2倍の額</p> <p>ウ 不動産賃貸借契約：期間中の賃料総額（ただし10年分まで）の2倍の額</p> <p>エ 担保設定：担保物件と債権の額のいずれか少ない額。債権契約とともにするときは、前記少ない額の半額を債権の額に合算した額</p> <p>② 遺言の手数料</p> <p>ア 相続及び遺贈を受ける者が2人以上ある場合、各相続人及び受遺者ごとに、その目的の価額（その人が受け取る利益の総額）によって手数料を算定し、それを合算した額</p> <p>イ 祭祀主宰者の指定は、11,000円</p> <p>ウ 目的の価額の総額が1億円以下の場合、11,000円加算</p> <p>エ 遺言の撤回は、原則として、11,000円</p> <p>オ 秘密証書遺言は、11,000円</p> <p>カ 病床執務の場合、通常の手数料の額にその2分の1加算</p> <p>③ 離婚の手数料</p> <p>ア 財産分与と慰謝料はそれらを合算した額で手数料を算定、養育費はこれとは別個に手数料を算定、以上の合算額</p> <p>イ 年金分割合意は、原則として、11,000円</p> <p>④ 任意後見の手数料</p> <p>ア 公正証書作成の基本手数料は、11,000円</p> <p>イ 登記嘱託手数料 1,400円、収入印紙代 2,600円、送料実費</p> <p>⑤ 委任状の手数料 7,000円</p>	

公証人手数料令（令和3年政令第328号改正、令和4年1月1日施行）

⑥ 建物区分所有法による建物の規約設定の手数料 23,000円以上（専有部分の個数によって加算）
(2) 事実実験公正証書
① 事実の実験並びにその録取及びその実験の方法の記載に要した時間1時間ごとに 11,000円
② 休日又は午後7時から翌日午前7時になされたときは、2分の1加算
〈備考〉① 法律行為の公正証書原本の枚数が4枚（B4判横書きの場合は3枚）を超えるときは、 超える1枚ごとに250円加算
② 役場外執務は、日当20,000円（4時間以内10,000円）、交通費実費

2 その他

私署証書の認証	11,000円	備考参照						
私署証書の宣誓認証	11,000円							
定款の認証（電子定款を含む）								
<p>▶ 株式会社・特定目的会社で、資本金の額等が</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 100万円未満のもの</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>② 100万円以上300万円未満のもの</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>③ 上記①、②以外のもの</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>▶ 一般社団/財団法人、各種法人</p>		① 100万円未満のもの	30,000円	② 100万円以上300万円未満のもの	40,000円	③ 上記①、②以外のもの	50,000円	株式会社については手数料とは別に収入印紙40,000円。ただし電子定款の場合は、収入印紙不要
① 100万円未満のもの	30,000円							
② 100万円以上300万円未満のもの	40,000円							
③ 上記①、②以外のもの	50,000円							
株主総会等の議事録の認証	23,000円							
私署証書の謄本の認証	5,000円							
確定日付の付与	700円							
執行文の付与	1,700円	承継等1,700円加算						
正本/謄本の作成	1枚につき 250円							
謄本等の送達	1,400円	送料実費						
送達証明	250円							
閲覧	1回につき 200円							
電磁的記録の認証（電子定款は「定款の認証」欄を参照）	11,000円	備考参照						
日付情報の付与	700円							
電磁的記録の保存	300円							
情報の同一性に関する証明	700円							
同一の情報の提供	700円							
<p>〈備考〉① 私署証書又は電磁的記録の内容を公正証書として作成するとしたときの手数料の半額が11,000円を下回るときの認証は、当該下回る額</p> <p>② 私署証書又は電磁的記録が外国文であるときの認証は、6,000円加算</p>								

執務時間及び執務時間外の嘱託について

- 公証人の執務時間は、原則として法務省職員の勤務時間によります（公証人法施行規則第9条第1項）。
- 急を要する場合、例えば病状の重篤な嘱託人からの遺言公正証書の作成等の場合には、休日又は執務時間以外でも嘱託に応じます（指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成13年法務省令第24号）に基づく事務を除く）（公証人法施行規則第9条第2項）。